

基 発 0918 第 4 号

平成 27 年 9 月 18 日

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

化学物質等の表示及びリスクアセスメントに係る関係政省令、指針等の制定について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 26 年 6 月 25 日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号。以下「改正法」という。）により、人に対する一定の危険性又は有害性が明らかになっている化学物質等について、事業者及び労働者がその危険性や有害性を認識し、事業者がリスクに基づく必要な措置を検討・実施する仕組み（リスクアセスメント）が義務化されました。また、平成 27 年 6 月 10 日に公布された労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 250 号）により、化学物質等の譲渡又は提供時の名称等の表示義務の対象物質が拡大されることになっています。

今般、化学物質等の表示及びリスクアセスメント等の見直しに関しては、下記のとおり、政令、省令、指針、通達等の制定、改廃を行い、平成 28 年 6 月 1 日から施行することとしています。

これにより、対象となる労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）別表第 9 に掲げる 640 の化学物質等について、譲渡又は提供する際における容器又は包装へのラベル表示及び安全データシート（SDS）の交付並びに化学物質等を取り扱う際のリスクアセスメントの 3 つの対策を講じていくことが必要となります。

つきましては、改正後の労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）、指針、通達の公布等の状況は下記のとおりとなりますので、貴団体におかれましても、化学物質等の表示及びリスクアセスメント等の実施に係る制度改正の趣旨を御理解いただき、会員に対する周知を図るとともに、化学物質等のリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減措置が適切に講じられるよう特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

また、本制度改正に関し、今後、化学物質を取り扱う事業者の皆様に向けたパンフレットを作成・配布することを予定しており、別途お送りいたしますので、制度の周知に当たり御活用いただきますようお願いいたします。

記

1 法律

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）（平成 26 年 6 月 25 日公布）

2 政令

労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成 27 年政令第 250 号）（平成 27 年 6 月 10 日公布）

3 省令

労働安全衛生規則及び産業安全専門官及び労働衛生専門官規程の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 115 号）（平成 27 年 6 月 23 日公布）

4 指針

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 27 年 9 月 18 日付け指針公示第 3 号）

5 関係通達

労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）（平成 27 年 8 月 3 日付け基発 0803 第 3 号）

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針について（平成 27 年 9 月 18 日付け基発 0918 第 3 号）

※ 1～5 の内容のうち、4 の指針については別添のとおりです。また、その他の法令等（条文、新旧対照表等）は下記の厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/anzen/an-eihou/

以上